



**総社市
パートナーシップ宣誓制度
利用の案内**

総社市 人権・まちづくり課

総社市パートナーシップの宣誓制度とは

全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を目指して

総社市パートナーシップ宣誓制度とは、現行の法制度では婚姻が認められない性的マイノリティの方お二人が、お互いを人生のパートナーとし継続的に共同生活を行っている又は継続的に共同生活を行うことを約した関係であることを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには以下の要件をすべて満たす必要があります

○ 成年に達していること

双方とも年齢は満20歳以上の方。

○ 総社市民であること、または転入予定であること

市内に住所を有しているか、転入を予定している方。
転入予定の方は宣誓書に転入予定日と転入予定先の住所を記載してください。

○ 配偶者がいないこと

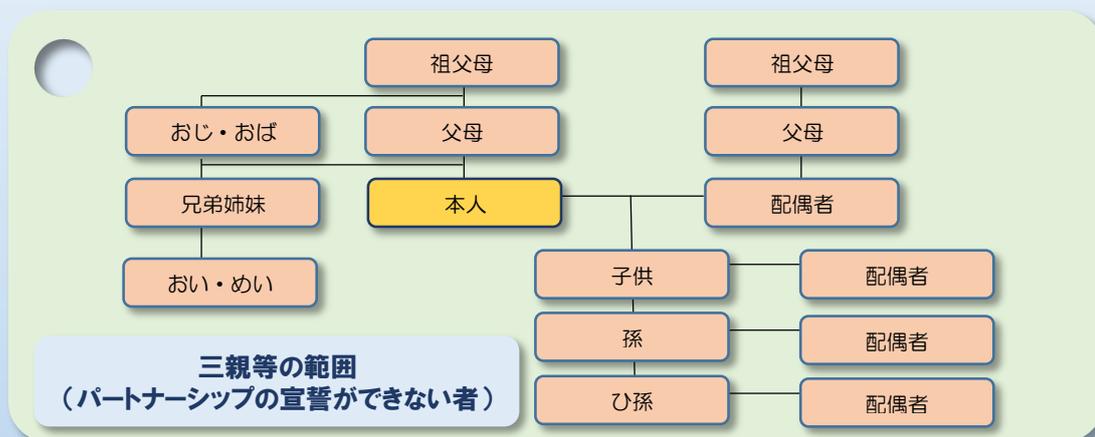
宣誓書と同時に提出していただく戸籍抄本で確認いたします。
外国人の方は大使館等で発行される婚姻要件具備証明書を日本語訳とともに提出してください。

○ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、総社市において宣誓することはできません。

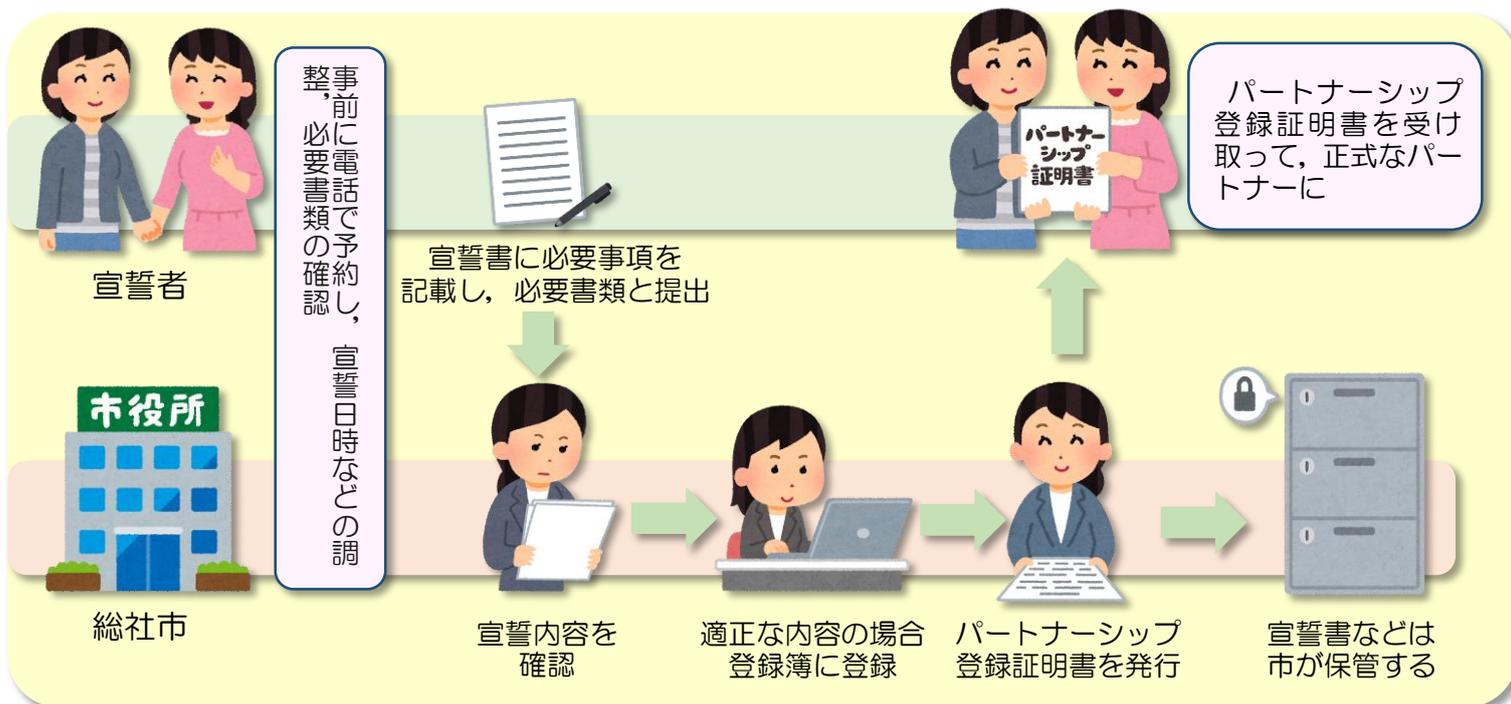
○ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により婚姻できない関係にある方(三親等内の親族)とは宣誓をすることができません。
ただし宣誓者同士で養子縁組をしている場合は、解消後に宣誓することができます。



パートナーシップ登録証明書交付までの流れ

宣誓から発行までは下記のような流れになります



パートナーシップ証明を希望される方は、**事前に必ず電話で予約**をしていただきますようお願いいたします。予約なしで宣誓書の提出をされた場合はスムーズな対応が出来ない可能性がありますので、必ず予約をしてください。

連絡先(人権・まちづくり課) TEL : 0866-92-8253 受付時間:平日 8:30~17:15

宣誓書の受付とパートナーシップ登録証明書の交付は人権・まちづくり課の窓口で行いますが、プライバシーの保護を希望される場合には、個室を用意してそちらで受付などの対応をいたします。

パートナーシップ宣誓のために必要な書類

宣誓のためには以下の書類が必要となります

- **パートナーシップ宣誓書(様式第1号)** ※窓口にあります。総社市HPからダウンロードもできます。
<http://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/shisei/LGBT>

表面の「宣誓者」の情報、裏面の「確認事項」欄を漏れなく記入してください。
書き方は宣誓書の様式に添付している【記入例】をご覧ください。

- **現住所を確認できるもの**

次のいずれかをお持ちください。

- ・ 市内在住の方は、「住民票の写し」
- ・ 転入予定の方は「その事実を確認できる書類」(前の住所地で発行された転出証明書など)

- **独身であることを証明する書類**

戸籍抄本をお持ちください。

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添えて提出してください。

- **本人確認ができるもの**

本人の顔写真付きの官公署が発行したもの(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)をお持ちください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

パートナーシップ宣誓制度Q & A

パートナーシップ制度への疑問にお答えします

Q. パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか？

A. パートナーシップ宣誓制度は法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

婚姻を行うと法律上の親族となり、相続などの財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務など、さまざまな権利・義務が発生します。

Q. 通称名を使用できますか？

A. 使用できます。
通称名を使用した場合には、交付するパートナーシップ登録証明書の裏側に戸籍上の氏名を記載いたします。

Q. パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A. 費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出していただく書類の交付手数料等は必要になります。

Q. パートナーシップ登録証明書はすぐに発行されますか？

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合、その日のうちに交付されますが、状況によっては時間がかかる場合もございますのでご了承ください。

Q. パートナーシップ宣誓証明書はどこで使えますか？

A. 現時点では一部民間事業者で利用できますが、証明書の利用ができる制度を増やしていけるよう周知啓発を進めてまいります。

Q. 転出する時や関係を解消した場合はどうしたらいいですか？

A. 一方または双方が総社市外へ転出、もしくはパートナーの関係を解消された場合は、窓口やホームページにある『パートナーシップ登録証明書返還届』を提出していただき、パートナーシップ登録証明書を返還してください。

ご不明な点は、総社市人権・まちづくり課までお気軽にお問合せください。

総社市 市民生活部 人権・まちづくり課 人権啓発係

TEL 0866-92-8253 FAX 0866-93-9479

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く平日 午前8:30~午後5:15

Mail jinken-machi@city.soja.okayama.jp

<http://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/shisei/LGBT>

発行 平成31年4月

